

議案第 2 号

西脇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年西脇市条例第36号）の一部を改正する条例

西脇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年西脇市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第4条関係）			
執行機関 1 市長	事務 (略)	特定個人情報 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）若しくは同法第7条第1項に規定する医療保険各法による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。） (平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付関係情報」という。）であつて規則で定めるもの	特定個人情報 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）若しくは同法第7条第1項に規定する医療保険各法による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。） (平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
5 市長	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて規則で定めるもの (略)	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であつて規則で定めるもの (略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。